

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原告 

被告 国ほか1名

2018年7月13日

5

水戸地方裁判所民事第1部合議A係御中

原告第1準備書面～被告川村の使用者責任

10

原告訴訟代理人弁護士 児玉晃一

原告は、被告川村の使用者責任に関する主張について、次のとおり反論します。

第1 被告川村の使用者責任

15

被告川村は、「の処遇に当たっていた入国警備官の使用者は被告国」であるとして、被告川村が民報715条に基づく使用者責任を負わないと主張しています(被告川村答弁書2頁)。

しかし、民法715条の「ある事業のために他人を使用する者」という使用者性の要件は、通説・判例によれば、非常に緩やかに解釈され、事実上の指揮監督の下に他人を仕事に従事させることを意味するとされています。すなわち、「事業」とは、一時的・継続的、営利・非営利を問わず、また違法であっても構わないとされ、他方、「他人を使用する」とは、期間の長短・報酬の有無・選任の有無、更には契約の種類を問わず、かつ、契約の有効・無効はもちろん、その存在すらも必要ないとされています(最二小判昭56.11.27民集3

20

25

原告第1準備書面～被告川村の使用者責任

5 卷 8 号 1 2 7 1 頁，判例タイムズ 4 6 2 号 7 8 頁は、「兄が弟に兄所有の自動車
を運転させこれに同乗して自宅に帰る途中で発生した交通事故につき兄弟
間に民法 7 1 5 条 1 項にいう使用者・被用者の関係が成立していた」としまし
た。)。また，階層的ないし重疊的使用関係のケースについては，「直接間接の
指揮監督関係」が及んでいれば使用者性があるものとされています（最二小判
昭 3 7 . 1 2 . 1 4 民集 1 6 卷 1 2 号 2 3 6 8 頁，判例タイムズ 1 4 1 号 4 9
頁 以上について、平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日最高裁判決の判例タイムズ 1 1 7
0 号 1 3 4 頁解説部分参照）。

被告川村は、本件当時の本件収容所所長でした。入国者収容所組織規則（平
成 1 3 年 1 月 6 日法務省令第 6 号） 2 条 2 項によれば、「所長は、入国者収容
所の事務を掌理する。」とされています（甲 2 6 号証）。

したがって、被告川村と、本件において XXXXXXXX さんが床を横になりながら
転がっているなどの動静を確認していた入国警備官との間に、事実上の指揮監
督の下に他人を仕事に従事させるという関係があったことは明らかです。

したがって、被告川村が、民法 7 1 5 条 1 項の「ある事業のために他人を使
用する者」に該当することは明らかですし、百歩譲って被告国が使用者だとし
ても、少なくとも被告川村が民法 7 1 5 条 2 項の「使用者に代わって事業を監
督する者」に該当することは明らかですから、いずれにしても使用者責任を負
います。

第 2 結語

したがって、もし相互主義（国賠法 6 条）の規定により国家賠償法の適用が
ない場合には、一般法たる民法 7 1 5 条により、被告川村は使用者責任を負い
ます。

以 上